

別紙 新旧対照表

新	旧
<p>構造改革特別区域計画</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(3)普及活動の活性化及び普及指導員の資質向上</p> <p>民間から登用する普及指導員が他の普及指導員に対して研修を実施したり、ともに職務を遂行するなかで、全く違った技術や課題解決手法などを学習し、新たな視点に立った普及活動が実現される。</p> <p>また、普及指導員全体の資質向上という効果も期待される。</p>	<p>構造改革特別区域計画</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(3)普及活動の活性化及び普及指導員の資質向上</p> <p>民間から登用する2名の普及指導員が他の普及指導員に対して研修を実施したり、ともに職務を遂行するなかで、全く違った技術や課題解決手法などを学習し、新たな視点に立った普及活動が実現される。</p> <p>また、普及指導員全体の資質向上という効果も期待される。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>埼玉県内全域で農業の6次産業化を推進するに当たって、国が行う普及指導員資格試験の合格者及びその他政令で定める資格を有する者以外に、農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリスト(中小企業診断士・管理栄養士等若干名)を普及指導員として知事が任用する。<u>任用は構造改革特別区域計画の認定の日以降の直近月1日(但し、認定の日が1日の場合は当該日)からとする。</u></p> <p>普及指導員として任用する職員は、県内8か所の農林振興センターの普及指導員とともに、6次産業化に取り組む農業者に直接接して助言・技術的指導を行う。また、一般の普及指導員では対応が困難な事例について、相談農家への対応のみならず普及指導員に対して対応方法を指導する。農業者や普及指導員等を対象とした研修会の企画、実施(講師として)にも携わる。</p> <p>さらに、専門家としてのネットワークを活用して、農業者、消費者、加工製造サービス業者、流通業者、大学や試験研究機関等から意欲あるメンバーを集めて、6次産業化推進のためのネットワーク化やマッチングを図る。</p>	<p>別紙</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>埼玉県内全域で農業の6次産業化を推進するに当たって、国が行う普及指導員資格試験の合格者及びその他政令で定める資格を有する者以外に、農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリスト(中小企業診断士と管理栄養士各1名)を普及指導員として知事が任用する。<u>任用期間は構造改革特別区域計画の認定の日以降の直近月1日(但し、認定の日が1日の場合は当該日)から平成26年3月31日までとする。</u></p> <p>普及指導員として新たに任用する2名の職員は、県内8か所の農林振興センターの普及指導員とともに、6次産業化に取り組む農業者に直接接して助言・技術的指導を行う。また、一般の普及指導員では対応が困難な事例について、相談農家への対応のみならず普及指導員に対して対応方法を指導する。農業者や普及指導員等を対象とした研修会の企画、実施(講師として)にも携わる。</p> <p>さらに、専門家としてのネットワークを活用して、農業者、消費者、加工製造サービス業者、流通業者、大学や試験研究機関等から意欲あるメンバーを集めて、6次産業化推進のためのネットワーク化やマッチングを図る。</p>

新	旧
<p>5 当該規制の特例措置の内容 (中略) そこで、<u>中小企業診断士の資格を有し、企業の経営指導等中小企業診断士として2年以上の実務経験がある者と、管理栄養士の資格を有し、企業で食品の商品開発等管理栄養士として2年以上の実務経験がある者等を、普及指導員として任用し、これらの者が中心となって県内農業の6次産業化を推進していく。</u> (以下、略)</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容別紙 (中略) そこで、<u>中小企業診断士の資格を有し、企業の経営指導等中小企業診断士として2年以上の実務経験がある者と、管理栄養士の資格を有し、企業で食品の商品開発等管理栄養士として2年以上の実務経験がある者を、各1名ずつ普及指導員として任用し、これらの者が中心となって県内農業の6次産業化を推進していく。</u> (以下、略)</p>

新	旧
<p>添付書類 (添付2)</p> <p>1 工程表(構造改革特別区域計画の工程表) 特定事業 (右削除)</p> <p>関連事業 <u>6次産業化ネットワーク活動推進事業</u></p> <p><u>6次産業化のためのマトリックス型連携の推進(平成25年度～平成27年度)</u></p>	<p>添付書類 (添付2)</p> <p>1 工程表(構造改革特別区域計画の工程表) 特定事業 <u>平成26年1月</u> <u>2月</u> <u>3月</u> 事業終了</p> <p>関連事業 <u>6次産業化ネットワーク活動推進事業(仮称)</u> <u>(平成25年度新規事業・予定)</u></p> <p><u>6次産業化のためのマトリックス型連携の推進(平成25年度～)</u></p>

新	旧
<p>2 工程表説明資料(構造改革特別区域計画の工程表の内容を説明した資料)</p> <p>(1)特定事業</p> <p>農業関連事業普及指導員任用事業</p> <p>(イ)事業の内容</p> <p>埼玉県内全域で農業の6次産業化を推進するに当たって、国が行う普及指導員資格試験の合格者及びその他政令で定める資格を有する者以外に、農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリスト(中小企業診断士・管理栄養士等若干名)を普及指導員として知事が任用する。</p> <p>任用は構造改革特別区域計画認定の日以降の直近月1日(但し、認定の日が1日の場合は当該日)からとする。</p> <p>普及指導員として任用する職員は、県内8か所の農林振興センターの普及指導員とともに、6次産業化に取り組む農業者に直接接して助言・技術的指導を行う。また、一般の普及指導員では対応が困難な事例について、相談農家への対応のみならず普及指導員に対して対応方法を指導する。農業者や普及指導員等を対象とした研修会の企画、実施(講師として)にも携わる。</p>	<p>2 工程表説明資料(構造改革特別区域計画の工程表の内容を説明した資料)</p> <p>(1)特定事業</p> <p>農業関連事業普及指導員任用事業</p> <p>(イ)事業の内容</p> <p>埼玉県内全域で農業の6次産業化を推進するに当たって、国が行う普及指導員資格試験の合格者及びその他政令で定める資格を有する者以外に、農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリスト(中小企業診断士と管理栄養士各1名)を普及指導員として知事が任用する。</p> <p>任用期間は構造改革特別区域計画認定の日以降の直近月1日(但し、認定の日が1日の場合は当該日)から平成26年3月31日までとする。</p> <p>普及指導員として新たに任用する2名の職員は、県内8か所の農林振興センターの普及指導員とともに、6次産業化に取り組む農業者に直接接して助言・技術的指導を行う。また、一般の普及指導員では対応が困難な事例について、相談農家への対応のみならず普及指導員に対して対応方法を指導する。農業者や普及指導員等を対象とした研修会の企画、実施(講師として)にも携わる。</p>

新	旧
<p>さらに、専門家としてのネットワークを活用して、農業者、消費者、加工製造サービス業者、流通業者、大学や試験研究機関等から意欲あるメンバーを集めて、6次産業化推進のためのネットワーク化やマッチングを図る。</p> <p>(2)関連事業</p> <p>ウ <u>6次産業化ネットワーク活動推進事業</u> (平成25年度～平成27年度)</p>	<p>さらに、専門家としてのネットワークを活用して、農業者、消費者、加工製造サービス業者、流通業者、大学や試験研究機関等から意欲あるメンバーを集めて、6次産業化推進のためのネットワーク化やマッチングを図る。</p> <p>(2)関連事業</p> <p>ウ <u>6次産業化ネットワーク活動推進事業(仮称)</u> (平成25年度新規事業・予定)</p>